

【後期 第五問】

被告人 X は、平成 20 年 9 月頃から料理屋の接客婦 A と馴染みになり遊興を重ねる中、同女との間に夫婦となる約束まで交わしていた。しかし X は同女に対し十数万円、その他数ヵ所からも数十万円の借財を負うに至り、両親からは交際を絶つよう迫られ、同女を重荷に感じ始めていた。そのため同女と関係を断ち過去の放縦な生活を一切清算しようと考えその機会の来るのを待っていたところ、遂に平成 23 年 5 月 23 日頃同女に対し別れ話を持ち掛けたが、これに応じようとせず心中を申し出てきた。困り果て同女の熱意に釣られてその時は渋々心中の相談に乗ったものの、同月 26 日頃には気が変わり心中する気持がなくなっていた。しかし、それにもかかわらず、同日午後 3 時頃同女を伴って山中に赴き、同女が自己を熱愛し追死してくれるものと信じているのを奇貨とし、自らは追死する意思がないのに追死するものごとく装い、同女をしてその旨誤信させ、同女が予め買求めて携帯してきた青化ソーダ致死量を嚥下させた。その結果、A は即時同所において青化ソーダの中毒により死亡するに至った。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 33 年 11 月 21 日第二小法廷判決